

国分寺市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例を制定 国分寺市生産緑地地区指定基準を一部改正



国分寺市では、緑地機能に優れた農地等の計画的な保全による良好な都市環境の形成と、営農環境を整えることによる都市農地の振興を図るため、国分寺市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例を制定し、国分寺市生産緑地地区指定基準（以下、「指定基準」という。）の一部を改正しました。

国分寺市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例 （施行日：平成 30 年1月1日）

面積要件の緩和

面積が一団で 500 m^2 以上の規模の農地等



面積要件を 300 m^2 以上に緩和

新規条例：面積が一団で 300 m^2 以上の規模の農地等

国分寺市生産緑地地区指定基準の主な改正内容

一団の要件の緩和

改正前：物理的に一体的な地形的まとまりを有している農地等の区域



改正後：同一の街区又は隣接する街区に存在する複数の農地等が、適切な肥培管理のもと、地形上の高低差、遠距離等により支障がなく、道路に接道することで、一体として緑地機能を果たすことにより、良好な都市環境の形成に資する農地等の区域

追加指定の手続きについての概要

2月頃 ～ 4月下旬 → 6月～12月頃 → 1月1日

所有者

追加指定希望

(詳しい提出期間は市報等に掲載)

※過去に農地転用の届出がある土地を指定する場合

- ・登記地目の変更
- ・農業委員会へ現況農地認定申請(3月下旬まで)

- ・指定基準に適合した農地
- ・所有者の同意を確認した農地

市

都市計画の手続

都市計画の決定

<指定後の取扱い>

- 30年間の肥培管理の義務付け ●行為(建築物の工作)の制限
- 固定資産税及び都市計画税の軽減 ●相続税等の納税猶予制度の適用

国分寺都市計画

生産緑地地区



<国分寺市の生産緑地地区追加指定に関わる歩み>

昭和50年12月

○約10haを生産緑地地区と指定

平成4年11月

○約151ha(市内の農地の約7割)を生産緑地

平成14年11月 「都市計花生産緑地地区指定方針」策定

「国分寺市生産緑地地区指定基準」策定

平成23年10月

「国分寺市生産緑地地区指定基準」の一部改定

○過去に生産緑地法の行為制限が解除された農地でも、これまで農地転用を行わずに、肥培管理されている農地であれば再度指定可能に改定

平成27年12月

「国分寺市生産緑地地区指定基準」の一部改定

○農地法による転用の届出が行われているものでも、現況が農地で一定の条件を満たすものを指定可能に改定。

平成29年12月

「国分寺市生産緑地地区指定基準」の一部改定

○面積要件及び一団の要件等を緩和した。

<国の動き>

昭和49年6月 生産緑地法の制定

平成3年4月 生産緑地法の改正

○昭和49年の生産緑地法制定以降の大幅な見直し

平成27年4月 都市農業振興基本法の成立

○都市農業の安定的な継続等

平成28年5月 都市農業振興基本計画を閣議決定

○都市農地を「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと転換

平成29年6月(一部平成30年4月施行)

「都市緑地法等の一部を改正する法律」施行

<お問い合わせ>

国分寺市まちづくり部まちづくり計画課
市役所第2庁舎2階

TEL 042-325-0111(代)(内線 454)

E-Mail machikeikaku@city.kokubunji.tokyo.jp